令和６年度上半期　国土交通省航空管制官募集

＜業務概要＞

航空機に対し、無線電話を使用して必要な指示を与え、航空機相互間や航空機と障害物との安全間隔を設定し、航空交通の安全と秩序ある流れを確保します。

＜募集要領＞

1. 採用条件

以下の（１）～（４）の全てを満たすこと。

（１）航空交通管制業務に係る下記①～④の資格のいずれかを有していること。

①　航空路管制業務に係る技能証明

②　飛行場管制業務に係る技能証明

③　進入管制業務に係る技能証明

④　ターミナル・レーダー管制業務に係る技能証明

（２）過去に航空局官署における管制業務経験を有すること。

（３）令和６年４月２日現在で満５５歳以下であること。

（４）平成 21 年 5 月及び平成 28 年 1 月に航空局で実施した航空管制官採用試験のいずれにも応募していないこと。

2. 採用時期及び採用数（予定）

時　期；令和６年８月１日以降当局の指定する日

採用予定数；若干名

3. 採用後の配属（予定）

全国の空港及び航空交通管制部

4. 申し込み手続き

下記書類を 10. の提出先あてに令和６年４月２３日（火）必着にて送付願います。

（１）履歴書（市販のもの、写真貼付）

（２）視力、聴力検査をし、その結果を証明する検査証（応募締め切りの 6 ヶ月以内のもの）

＊ 視力、聴力については、下記のいずれかに該当する者は不合格となります。申し込みに当たっては、以下の基準（数値）に十分留意してください。

〇矯正眼鏡等の使用の有無を問わず、視力が次のいずれかに該当する者

・どちらか一眼でも 0.7 に満たない者

・両眼で 1.0 に満たない者

・どちらか一眼でも、80 センチメートルの視距離で、近距離視力表（30 センチメートル視力用）の 0.2 の視標を判読できない者

・どちらか一眼でも、30～50 センチメートルの視距離で、近距離視力表

（30 センチメートル視力用）の 0.5 の視標を判読できない者

〇色覚に異常のある者

〇どちらか片耳でも、次のいずれかの失聴がある者

・3,000 ヘルツで 50 デシベル超

・2,000 ヘルツで 35 デシベル超

・1,000 ヘルツで 35 デシベル超

・500 ヘルツで 35 デシベル超

（３）航空交通管制技能証明書の写し（表紙を含め記載のある全てのページ）

＊（3）の写しが提出できない場合は、過去の管制業務経歴を記載した申立書を提出してください。

（４）航空無線通信士免許の写し

5. 採用スケジュール

４月２６日(金)～５月８日(水)

書類選考合格者へ面接試験及び専門試験日時の通知

５月２２日(水)

面接、英語及び専門試験（場所：国土交通省内会議室）

５月２７日(月)

試験結果の通知（結果は電話にて連絡させていただきます。）

6. 選考方法

書類選考

専門試験（航空管制官基礎試験科目に準じた専門知識にかかる筆記試験）

英語試験（航空管制等英語能力証明試験に準じたリスニング試験）

面接試験（人物試験）

7. 給与等

一般職の職員の給与に関する法律に基づき支給します。

8. 勤務形態

交替制勤務	詳細の勤務時間帯は配属先によって異なります。
休日	公休：4 週間で 8 日を基本とします。

9. 福利厚生等

保険等	共済組合
宿舎	単身用及び世帯用あり
定年	令和 5 年度以降段階的に 60 歳から 65 歳まで引き上げ予定
退職金	あり（最低 6 月勤務）

10. 書類提出先及び問い合わせ先

国土交通省航空局交通管制部管制課

住所：〒100－8919　東京都千代田区霞ヶ関２－１－３

霞ヶ関合同庁舎第３号館

※封筒に「航空管制官選考採用試験応募」と朱記して下さい。

電話：03-5253-8111（代表）　内線 51228　担当；前川（まえかわ）

11. この試験を受けられない者

（１）日本の国籍を有しない者

（２）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）